

前文

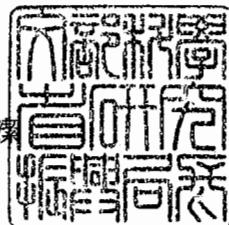
文部科学省から、6月2日、下記依頼状が到着しています。

文科省の〆切は7月22日(金)ですが、応募される方は6月20日までに、その旨協会に御連絡頂ければ、候補調査書等、必要書類を折り返しお送りしますので、作成された書類を、7月11日必着で、当協会へ御送付をお願いします。

17文科振第59号
平成17年5月13日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 公 私 立 大 学 長
各 独 立 行 政 法 人 高 等 専 門 学 校 長
各 公 私 立 高 等 專 門 学 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
各 学 術 研 究 团 体 長 殿

文部科学省研究振興局長
清水 澤



(印影印刷)

平成18年度科学技術分野の文部科学大臣表彰科学技術賞及び
若手科学者賞受賞候補の推薦について（依頼）

標記の件につきまして、文部科学省研究振興局長あて平成17年7月22日（金）までに、下記書類を添えて推薦方よろしくお取り計らい願います。なお、推薦にあたっては、別添「科学技術分野の文部科学大臣表彰顕彰要領」を参照して下さい。

記

1. 候補調査書（別添要領に従うこと） 3部
2. 候補調査書付属資料各種（〃） 各3部
3. 参考資料（〃）
(特許公報、研究論文、新聞記事、その他参考となる資料) 各2部
4. 履歴書（〃） 1部
5. 戸籍抄本（原本） 1部
6. 候補者推薦書
(若手科学者賞に限り別添要領に従い提出のこと) 正1部・副2部

※提出書類は全てA4版で提出して下さい。

担 当 文部科学省 研究振興局
振興企画課 奨励室
所在地 〒100-8959
東京都千代田区丸の内2-5-1
T E L 03-5253-4111(代表)
内線：4071、4233
03-6734-4071(直通)

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 科学技術分野の文部科学大臣表彰 | 1 |
| (別紙) 科学技術分野の文部科学大臣表彰一覧 | 2 |
| 2. 科学技術分野の文部科学大臣表彰各賞の概要 | 3 |
| (1) 文部科学大臣表彰科学技術賞 | 3 |
| 申請書類様式等 | 9 |
| (2) 文部科学大臣表彰若手科学者賞 | 38 |
| 申請書類様式等 | 40 |
| 3. 科学技術分野の文部科学大臣表彰の事務の流れ | 52 |

1. 科学技術分野の文部科学大臣表彰

1. 目的

この表彰は、科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた者について、その功績を讃えることにより、科学技術に携わる者の意欲の向上を図り、もって我が国の科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。

2. 表彰対象について

- (1) 科学技術分野の文部科学大臣表彰の表彰対象は、「科学技術分野の文部科学大臣表彰規程（平成16年6月8日文部科学大臣決定）」に定められた要件に該当するものとする。（別紙参照）
- (2) 文部科学大臣表彰科学技術特別賞については、社会経済の発展、国民生活の向上等において、特に優れた科学技術上の画期的成果があった場合に、文部科学省に設置された科学技術分野の文部科学大臣表彰審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において随時、選出するものとし、本賞候補の公募は行わない。
また、文部科学大臣表彰若手科学者賞については、同一人の重複した表彰は行わない。
- (3) 文部科学大臣表彰科学技術賞及び文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞については、同一の業績により、すでに国家栄典（叙勲、褒章）及び文部科学大臣表彰科学技術賞（科学技術功労者等の文部科学大臣賞を含む）を受けているものがある場合は、表彰対象としない。
- (4) 文部科学大臣表彰科学技術特別賞、文部科学大臣表彰科学技術賞及び文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞について、表彰対象となる成果は1件のみとする。
- (5) 文部科学大臣表彰科学技術賞の対象となるグループとは、原則として5名以内とする。
また、文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞の対象となるグループとは、原則として3名以内とする。
- (6) 表彰対象となる成果について、他機関の表彰等の客観的評価を受けている場合は、審査の参考とする。
- (7) 文部科学大臣表彰を受賞するにふさわしい環境であること。

3. 候補について

- (1) 文部科学大臣表彰科学技術賞、若手科学者賞、創意工夫功労者賞および創意工夫育成功労学校賞の候補は、文部科学省研究振興局長が定める推薦機関により推薦されたものに加え、審査委員会の選出によるものとする。
- (2) 推薦に際しては、指定された申請書類を所定の様式に従って作成し、提出すること。
- (3) 申請書類等について、本要領の記載事項ならびに所定の様式を満足しない場合又は、不実、虚偽の記載の事実等があった場合は、審査の対象から除外する。

4. 審査について

- (1) 審査委員会は文部科学省の調査結果等を参考として審査・選考を行う。
- (2) 文部科学省は、候補の業績等について必要に応じて調査、ヒアリング等を行う。
- (3) 審査委員会における審査・選考にあたっては、参考となる調査統計等の客観的資料の提出を求める場合がある。
- (4) 複数の機関による成果については、その関係を明示・実証するものの提出を求めることがある。

5. 被表彰者の決定について

被表彰者は、審査委員会における審議結果を尊重して、文部科学大臣が決定する。

6. 表彰について

表彰については、原則として科学技術週間中（4月）に表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

ただし、文部科学大臣表彰科学技術特別賞については、隨時表彰を行う。

(別紙) 科学技術分野の文部科学大臣表彰一覧

| 表彰の種類 | 表彰対象等 | 表彰式等 | 推薦時期 |
|-------------|--|---------------------------|------|
| 科学技術特別賞 | イ 科学技術に関する研究開発において特に優れた成果を収めた個人又はグループ ロ 科学技術に関する国民の关心及び理解の増進に著しく寄与する活動を行い、又は顕著な研究業績を挙げた個人又はグループ | 随時 | △ |
| 科学技術賞 | (年140件／年) | | |
| ①開発部門 | 我が国の社会経済、国民生活の発展向上等に寄与する画期的な研究開発若しくは発明であって、現に利活用されているものを行った個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人 (年30件／年) | 科学技術週間中 (4月) | 7月末頃 |
| ②研究部門 | 我が国の科学技術の発展等に寄与する可能性の高い独創的な研究又は発明を行った個人又はグループ(年40件／年) | 〃 | 〃 |
| ③科学技術振興部門 | 大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出、地域における産学官連携、研究開発の社会的必要性に関する研究等の分野において、科学技術の振興に寄与する活動を行い、顕著な功績があつたと認められる個人又はグループ (年10件／年) | 〃 | 〃 |
| ④技術部門 | 中小企業、地場産業等において、地域経済の発展に寄与する優れた技術を開発した個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人 (年40件／年) | 〃 | 〃 |
| ⑤理解増進部門 | 青少年をはじめ広く国民の科学技術に関する関心及び理解の増進等に寄与し、又は地域において科学技術に関する知識の普及啓発等に寄与する活動を行った個人又はグループ(年20件／年) | 〃 | 〃 |
| 若手科学者賞 | 萌芽的な研究、独創的視点に立った研究等、高度な研究開発能力を示す顕著な研究業績を挙げた若手研究者個人(年100人／年) | 〃 | 〃 |
| 創意工夫功労者賞 | 優れた創意工夫によって職域における科学技術の進歩又は改良に寄与した個人又はグループ (年1000人／年) | 科学技術週間中 (4月)に各推薦機関から伝達 | 7月末頃 |
| 創意工夫育成功労学校賞 | 小・中学生の科学技術に関する創意工夫の育成に顕著な成果を収めた学校(年40校／年) | 〃 | 〃 |

2. 科学技術分野の文部科学大臣表彰各賞の概要

(1) 文部科学大臣表彰科学技術賞

表彰対象

1. 文部科学大臣表彰科学技術賞は、我が国の社会・経済、国民生活の発展向上等における最近の科学技術上の成果を顕彰するとともに、その成果に対する功績が顕著な者、あるいはグループを表彰する。

2. 文部科学大臣表彰科学技術賞は、以下の各部門の要件に該当する成果を対象とする。

①開発部門

我が国の社会経済、国民生活の発展向上等に寄与する画期的な研究開発若しくは発明であって、現に利活用されているものを行った個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人

②研究部門

我が国の科学技術の発展等に寄与する可能性の高い独創的な研究又は発明を行った個人又はグループ

③科学技術振興部門

大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出、地域における产学官連携、研究開発の社会的必要性に関する研究等の分野において、科学技術の振興に寄与する活動を行い、顕著な功績があったと認められる個人又はグループ

④技術部門

中小企業、地場産業等において、地域経済の発展に寄与する優れた技術を開発した個人若しくはグループ又はこれらの者を育成した個人

⑤理解増進部門

青少年をはじめ広く国民の科学技術に関する関心及び理解の増進等に寄与し、又は地域において科学技術に関する知識の普及啓発等に寄与する活動を行った個人又はグループ

〈解説〉

①開発部門

現在、実際に利活用され、我が国の社会・経済、国民生活の発展向上等に貢献している画期的な研究開発成果に対する表彰。

* 1 「我が国の社会経済、国民生活の発展向上等に寄与する画期的な研究開発若しくは発明であって、現に利活用されているもの」とは

- ・実績からみて我が国の社会・経済、国民生活の発展向上等に最近顕著な成果を挙げている研究開発成果であり、かつ、今後も引き続き大きな効果が期待できる画期的な研究開発成果

* 2 「育成」とは

- ・上記* 1に相当する研究開発成果について、自らも参画する等の直接的貢献を有するとともに、その技術の完成、実施に対し技術的に適切な指導を行う等の育成

②研究部門

科学技術分野において顕著な効果を挙げる可能性の高い最近の独創的な研究開発成果に対する表彰。

* 1 「我が国の科学技術の発展等に寄与する可能性の高い独創的な研究又は発明」とは

- ・将来、科学技術あるいは社会・経済の進歩・発展に貢献する可能性の高いことが客観的に評価されている、独創性に優れた最近の画期的な研究開発成果。ただし、確立された成果であること。
- ・将来、科学技術の発展に貢献する可能性の高いことが客観的に評価されている、独創性に優れた最近の学術研究の成果。ただし、確立された成果であること。

③科学技術振興部門

我が国の社会・経済の発展・向上に寄与する、科学技術分野の発展を促す顕著な成果に対する表彰。

- * 1 「大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出、地域における産学官連携」とは
 - ・我が国の社会・経済の発展・向上に寄与する、研究開発型ベンチャーや産学官連携事業等の科学技術分野の成果の活用を促進する等の最近の業績
- * 2 「研究開発の社会的必要性に関する研究」とは
 - ・我が国の社会・経済の発展・向上における、科学技術分野の発展がもたらす成果についての評価・解析等の最近の業績
- * 3 表彰対象に掲げる成果のうち、「大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出、地域における産学官連携に係る成果」については、産学官連携功労者表彰が終了する年度の翌年度から表彰を行う。

④技術部門

中小企業・地場産業等において、実際に利活用され、科学技術の開発・育成に顕著な功績を挙げた成果に対する表彰。

- * 1 「中小企業、地場産業等において、地域経済の発展に寄与する優れた技術」とは
 - ・地域や業種等の各分野に特化した技術であって、実際に利活用され、地域経済等の発展に貢献した顕著な成果
- * 2 「育成」とは
 - ・上記*1に相当する技術開発成果について、自らも参画する等の直接的貢献を有するとともに、その技術の完成、実施に対し技術的に適切な指導を行う等の育成

⑤理解増進部門

科学技術に対する理解の増進、普及啓発等に関して顕著な業績を挙げた成果に対する表彰。

- * 1 「青少年をはじめ広く国民の科学技術に関する関心及び理解の増進等に寄与」とは
 - ・科学技術に対する理解の増進もしくは普及啓発等を目的とする団体または施設等の活動を通じて、広く科学技術に対する国民の関心を高めた活動等
 - ・科学技術に対する理解の増進もしくは普及啓発等を目的とする団体または施設等の設立に尽力し、あるいは活動基盤の強化に貢献した等の活動等
 - ・上記の団体や施設等の活動としてではないが、科学技術に対する理解を増進するための環境の醸成に貢献した活動等
 - ・上記の団体や施設等の活動としてではないが、文筆、出版、映像、講演、科学教育活動等の活動を通じて、広く国民に対する科学技術の普及啓発、理解増進に貢献した活動等
- * 2 「地域において科学技術に関する知識の普及啓発等に寄与」とは
 - ・講演や科学教育活動等を通じて、地域に特化した形での科学技術の普及啓発、理解増進活動を行うことによって、科学技術の振興に貢献した活動等

3. 推薦機関において、上記部門①～⑤のいずれに該当するか判断のつかない科学技術の振興について顕著な業績を挙げた者、あるいはグループがあった場合には、「その他」部門の候補として推薦してもよい。その際には、文部科学省に設置された有識者からなる審査委員会において適宜判断のうえ、審査・選考を行うものとする。

○申請に必要な書類等

文部科学大臣表彰科学技術賞各部門への申請に際しては、以下の書類を所定の様式に従い作成すること。

ただし、「その他」部門に係る申請書類等の作成にあたっては、開発部門と同様の様式を用いること。

(1) 候補調査書（3部）

〈対応する様式〉

①開発部門、②研究部門、④技術部門 様式1 (10~16頁)

③科学技術振興部門 様式2 (17~27頁)

⑤理解増進部門 様式3 (28~32頁)

(2) 候補調査書付属資料「特許・実用新案一覧」（3部）

様式4 (33頁) に従い作成すること。

本資料には、成立特許・実用新案のみ記載可能。なお、記載したすべての特許・実用新案の写を添付すること。（各2部・両面印刷可）

※①開発部門、②研究部門、③科学技術振興部門及び④技術部門の場合に提出すること。

(3) 候補調査書付属資料「研究論文一覧」（3部）

様式5 (34頁) に従い作成すること。

本資料には、査読付き論文のみ記載可能。なお、記載したすべての論文の写を添付すること。（各2部・両面印刷可）

※①開発部門、②研究部門及び④技術部門の場合に提出すること。

(4) 候補調査書付属資料「研究論文・著書一覧」（3部）

様式6 (35頁) に従い作成すること。

本資料には、査読付き論文のみ記載可能。なお、本資料に記載したすべての論文・著書の写を添付すること。（各2部・両面印刷可）

※③科学技術振興部門及び⑤理解増進部門の場合に提出すること。

(5) 候補調査書付属資料「講演一覧」（3部）

様式7 (36頁) に従い作成すること。

※③科学技術振興部門及び⑤理解増進部門の場合に提出すること。

(6) 候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（3部）

様式8 (37頁) に従い作成すること。

本資料に記載した新聞記事等のうち、表彰対象の成果が具体的に記載され、その内容が理解しやすい新聞記事の写（10件以内）を添付すること。（各2部・両面印刷不可）

(7) 履歴書（1部）

様式9 (38頁) に従い作成すること。

(8) 戸籍抄本（1部）

○申請書類提出要領

文部科学大臣表彰科学技術賞各部門への申請に際しては、様式に従い作成した候補調査書、候補調査書付属資料、特許・論文の写し等の各種書類は、以下の要領に従い提出すること。

(1) 資料の順番

(ア) 開発部門、研究部門、技術部門へ申請する場合

(A) 管理用書類（1部）

各種書類を1部ずつ①～⑥の順番に並べ、1セットとすること。

- ①候補調査書（様式1）（左肩クリップ止め）
- ②候補調査書付属資料「特許・実用新案一覧」（様式4）（左肩クリップ止め）
- ③候補調査書付属資料「研究論文一覧」（様式5）（左肩クリップ止め）
- ④候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式8）（左肩クリップ止め）
- ⑤履歴書（様式9）（左肩クリップ止め）
- ⑥戸籍抄本

※B5サイズの戸籍抄本の場合には、A4用紙にのり付けすること。また、B4サイズの場合には、適当な位置で折り、A4用紙に左横のり付けすること。

※候補が複数名の場合、履歴書及び戸籍抄本は、それぞれ筆頭者から順に並べ、左肩クリップ止めとすること。

⑦その他資料

- ・会社の概要を示す資料（パンフレット等）（大学等の公的機関の場合には不要）
- ・研究部門に関して、申請業績が実利用されていること、あるいは実利用された場合の予測等を示す客観的データ
- ・受賞関係資料（表彰状の写、受賞理由及び業績内容のわかる資料）

(B) 審査用書類（計2部）

各種書類を1部ずつ①～⑦の順番に並べ、1セットとすること。

- ①候補調査書（様式1）（左肩ホチキス止め）
- ②候補調査書付属資料「特許・実用新案一覧」（様式4）（左肩ホチキス止め）
- ③「特許・実用新案一覧」に記載の特許・実用新案の写
(特許もしくは実用新案1件ごとに左肩ホチキス止めするとともに、右肩に一覧記載の通し番号を付記してその順番に並べ、クリップ止めすること。)
- ④候補調査書付属資料「研究論文一覧」（様式5）（左肩ホチキス止め）
- ⑤「研究論文一覧」に記載の論文の写
(論文1件ごとに左肩ホチキス止めするとともに、右肩に一覧記載の通し番号を付記してその順番に並べ、クリップ止めすること。)
- ⑥候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式8）（左肩ホチキス止め）
- ⑦「新聞等掲載状況一覧」に記載の新聞記事等の写（左肩ホチキス止め）

(イ) 科学技術振興部門へ申請する場合

(A) 管理用書類（1部）

各種書類を1部ずつ①～⑧の順番に並べ、1セットとすること。

- ①候補調査書（様式2）（左肩クリップ止め）
- ②候補調査書付属資料「特許・実用新案一覧」（様式4）（左肩クリップ止め）
- ③候補調査書付属資料「研究論文・著書一覧」（様式6）（左肩クリップ止め）
- ④候補調査書付属資料「講演一覧」（様式7）（左肩クリップ止め）
- ⑤候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式8）（左肩クリップ止め）
- ⑥履歴書（様式9）（左肩クリップ止め）
- ⑦戸籍抄本

※B5サイズの戸籍抄本の場合には、A4用紙にのり付けすること。また、B4サイズの場合には、適当な位置で折り、A4用紙に左横のり付けすること。

※候補が複数名の場合、履歴書及び戸籍抄本は、それぞれ筆頭者から順に並べ、左肩クリップ止めとすること。

⑧その他資料

- ・会社の概要を示す資料（パンフレット等）（大学等の公的機関の場合には不要）
- ・候補案件の成果に関する実績について、申請業績が実利用されていること、あるいは実利用された場合の予測等を示す客観的データ
- ・受賞関係資料（表彰状の写、受賞理由及び業績内容のわかる資料）

(B) 審査用書類（2部）

各種書類を1部ずつ①～⑧の順番に並べ、1セットとすること。

- ①候補調査書（様式2）（左肩ホチキス止め）
- ②候補調査書付属資料「特許・実用新案一覧」（様式4）（左肩ホチキス止め）
- ③「特許・実用新案一覧」に記載の特許・実用新案の写
(特許もしくは実用新案1件ごとに左肩ホチキス止めするとともに、右肩に一覧記載の通し番号を付記してその順番に並べ、クリップ止めすること。)
- ④候補調査書付属資料「研究論文・著書一覧」（様式6）（左肩ホチキス止め）
- ⑤「研究論文・著書一覧」に記載の論文・著書の写
(論文については該当する全頁の写を、著書については表紙及びまえがきの写をそれぞれ1件ごとに左肩ホチキス止めするとともに、右肩に一覧記載の通し番号を付記してその順番に並べ、クリップ止めすること。)
- ⑥候補調査書付属資料「講演一覧」（様式7）
- ⑦候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式8）（左肩ホチキス止め）
- ⑧「新聞等掲載状況一覧」に記載の新聞記事等の写（左肩ホチキス止め）

(ウ) 理解増進部門へ申請する場合

(A) 管理用書類（1部）

各種書類を1部ずつ①～⑦の順番に並べ、1セットとすること。

- ①候補調査書（様式3）（左肩クリップ止め）
- ②候補調査書付属資料「研究論文・著書一覧」（様式6）（左肩クリップ止め）
- ③候補調査書付属資料「講演一覧」（様式7）（左肩クリップ止め）
- ④候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式8）（左肩クリップ止め）
- ⑤履歴書（様式9）（左肩クリップ止め）
- ⑥戸籍抄本

※B5サイズの戸籍抄本の場合には、A4用紙にのり付けすること。また、B4サイズの場合には、適当な位置で折り、A4用紙に左横のり付けすること。

※候補が複数名の場合、履歴書及び戸籍抄本は、それぞれ筆頭者から順に並べ、左肩クリップ止めとすること。

⑦その他資料

- ・会社の概要を示す資料（パンフレット等）（大学等の公的機関の場合には不要）
- ・受賞関係資料（表彰状の写、受賞理由及び業績内容のわかる資料）

(B) 審査用書類（2部）

各種書類を1部ずつ①～⑥の順番に並べ、1セットとすること。

- ①候補調査書（様式3）（左肩ホチキス止め）
- ②候補調査書付属資料「研究論文・著書一覧」（様式6）（左肩ホチキス止め）
- ③「研究論文・著書一覧」に記載の論文・著書の写
(論文については該当する全頁の写を、著書については表紙及びまえがきの写をそれぞれ1件ごとに左肩ホチキス止めするとともに、右肩に一覧記載の通し番号を付記してその順番に並べ、クリップ止めすること。)
- ④候補調査書付属資料「講演一覧」（様式7）
- ⑤候補調査書付属資料「新聞等掲載状況一覧」（様式8）（左肩ホチキス止め）
- ⑥「新聞等掲載状況一覧」に記載の新聞記事等の写（左肩ホチキス止め）

(2) 資料の取りまとめ

- ・上記（1）により作成した資料を。1セットずつ封筒に入れること。
- ・封筒の右肩には、それぞれ内容物が分かるよう、以下を記載すること。
 - ①申請する賞の名称
 - ②候補者氏名（候補が複数の場合には、筆頭者氏名）
 - ③推薦機関名
 - ④管理用資料、審査用資料の別
- 例) 管理用資料の場合 … 「管」と記載
- 審査用資料1セット目の場合 … 「審-1」と記載
- 審査用資料2セット目の場合 … 「審-2」と記載
- ・資料1セットが、封筒1枚にまとめられない場合には分けて入れること。
その際には、その旨が分かるよう封筒右肩に記載すること。
- 例) 審査用資料が封筒1枚にまとめられず、封筒2枚に分かれる場合。

科学技術賞 □□部門
候補者氏名 ○○○○
推薦機関名 △△△△
「審-1」 1/2